

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	「事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」について	令和7年6月19日 生 活 安 全 局 刑 事 局
--	--	--

1 概要

令和6年6月14日に公布された「事業性融資の推進等に関する法律」（令和6年法律第52号。以下「新法」という。）により、事業者が不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、「企業価値担保権」等が規定された。

今般、新法の施行に向け、関係政令の整備を行うもの。

2 当庁関係の改正事項

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

新法に規定された、偽計又は威力を用いて管財人又は管財人代理の職務を妨害する罪を、銃砲刀剣類所持等取締法施行令に猟銃の所持許可の欠格事由として規定されている凶悪な罪に加えることとする。

(2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正

事業者の無形資産（ノウハウや顧客基盤等）を含む事業全体を担保とする企業価値担保権の設定に係る信託契約について、犯罪による収益の移転への利用が想定されないことから、金融機関等の取引時確認義務等の対象から除くこととする。

3 意見公募手続の実施結果

本改正案について、金融庁において、令和7年4月30日（水）から同年5月30日（金）までの間、意見公募手続を実施した結果、本改正案に対する意見はなかった。

4 今後の予定

閣 議 決 定：令和7年6月27日（金）

公 布 日：令和7年7月予定

施 行 期 日：令和8年5月予定

公安委員会 説明資料No. 2	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について	令和7年6月19日 刑事局
1 概要 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）等を踏まえ、新たな技術を用いた本人特定事項の確認方法の新設等を中心とする犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「規則」という。）の一部改正を行うとともに、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い本人特定事項の確認方法の廃止等を中心とする規則の一部改正を行うもの。 2 改正案の概要 (1) 新たな技術を用いた本人特定事項の確認方法の新設等 自然人の本人特定事項の確認方法に、特定事業者が顧客等からスマートフォンに搭載したカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の一部の送信を受けるなどによる方法を新設するなど、所要の規定を整備する。 (2) なりすまし等のリスクの高い本人特定事項の確認方法の廃止等 自然人及び法人の本人特定事項の確認方法につき、なりすまし等のリスクの高い本人特定事項の確認方法を廃止するとともに、ICチップ付きの本人確認書類を保有しない者等への対応として必要な補完措置を講じるなど、所要の規定を整備する。 3 意見公募手続の実施結果 2(1)について、令和7年5月9日から令和7年6月7日までの間、意見公募手続を実施した結果、35件の意見が寄せられた。 2(2)について、令和7年2月28日から令和7年3月29日までの間、意見公募手続を実施した結果、83件の意見が寄せられた。 4 施行期日 2(1)については令和7年6月24日、2(2)については令和9年4月1日		

公 安 委 員 会 説明資料No. 3	国家公安委員会・警察庁防災業務計画 の修正について	令和7年6月19日 警 備 局
1 計画の位置付け 災害対策基本法、同法に基づく防災基本計画、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、国家公安委員会及び警察庁が、防災に関して執るべき措置等を定めるもの。 2 修正の経緯 災害対策基本法施行令・同規則の改正や令和6年能登半島地震をはじめとする近年の災害対応を通じて得られた教訓等を踏まえ修正を行うもの(昭和38年6月の計画作成以来17回目の修正)。 3 主な修正事項 (1) 災害対策基本法施行令・同規則の改正を踏まえた修正 災害対策基本法施行令・同規則の改正を踏まえ、災害発生前でも緊急通行車両であることの確認と、標章・緊急通行車両確認証明書の交付が受けられるようになったことについての周知を図る旨を記載。 (2) 令和6年能登半島地震への対応や大規模災害における警察活動の高度化推進WGの議論を踏まえた修正 ○ 被災地進入策等を強化するために整備すべき装備資機材を追加。 ○ 被災地の防犯対策に係る内容を追加。 ○ 治安の確保のための措置の1つとして偽・誤情報対策に係る内容を追加。 ○ 受援事務（被災地警察における特別派遣部隊の受入れに必要な事務）に係る内容を追加。 (3) 激甚化・頻発化する豪雨災害をはじめとする近年の災害への対応を踏まえた修正 ○ 災害警備活動に従事する職員の安全確保及び健康管理の徹底に係る内容を追加。 ○ 豪雨災害対策のために整備すべき装備資機材を追加。 ○ 情報収集の手段として高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）やSNSを追加。 (4) その他（政府防災基本計画の修正に伴う所要の修正）		

公 安 委 員 会	令 和 6 年 に お け る 山 岳 遭 難	令 和 7 年 6 月 19 日
説明資料No. 4	及 び 水 難 の 概 況 等 に つ い て	生 活 安 全 局

1 山岳遭難の概況

- (1) 令和6年中の山岳遭難については、発生件数が2,946件、遭難者数が3,357人（うち死者・行方不明者数が300人）と、いずれも前年比減少しているが、統計の残る昭和36年以降3番目に多い。
- (2) 遭難者の特徴は以下のとおり
 - 富士山や高尾山等の遭難者数が過去5年間の平均と比較し増加
 - 目的別では、登山目的が約8割で最も多い。
 - 遭難態様別では、道迷いが約3割で最も多く、次いで転倒、滑落。転倒、疲労が近年増加。
 - 年齢層別では、約半数が60歳以上
 - 訪日外国人の山岳遭難発生件数は99件、遭難者数が135人と、いずれも平成30年の統計開始以降2番目に多い。

2 水難の概況

- (1) 令和6年中の水難については、発生件数が1,535件、水難者数が1,753人（うち死者・行方不明者数が816人）で、いずれも過去10年間で最多
- (2) 水難者の特徴は以下のとおり
 - 死者・行方不明者の年齢層別では、約半数が65歳以上
 - 全年齢層の死者・行方不明者の発生場所は、海が約半数で最も多く、中学生以下の死者・行方不明者は、河川が約6割で最も多い。
 - 全年齢層の死者・行方不明者の行為別では、魚とり・釣りが約2割で最も多く、中学生以下の死者・行方不明者は、水遊びが約半数で最も多い。

3 今後の取組

- (1) 捜索・救助
 - 山岳遭難・水難救助活動における無人航空機等の活用
 - 救助に当たる職員を対象とした訓練の実施
 - 合同救助訓練等による関係機関等との連携
- (2) 広報・啓発
 - 無理のない登山計画や万全な装備品の準備、登山届等の提出、地図やコンパスを活用した道迷いの防止について、登山道入口付近での広報紙の配布等に加え、アプリ、SNS、YouTube等の多様な媒体手段を活用した広報啓発
 - 特に子供の水難防止に向け、河川管理機関や教育機関等との情報共有及び連携した広報啓発

公安委員会 説明資料No. 5	ギャンブル等依存症対策基本法の 一部を改正する法律案の概要等について	令和7年6月19日 生活安全局
1 ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案 (1) 法案の概要 ア 違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを表示する行為等の禁止 インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）が、次に掲げる行為をしてはならない旨規定。 ○ 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを表示する行為 ○ インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為 イ 違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底措置の明記 国又は地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及に当たって、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を講ずることを明記。 (2) 施行期日 公布から3月を経過した日から施行 (3) 施行後に見込まれる主な効果 インターネット上の違法オンラインギャンブル等に関連する情報の減少が期待される。 2 今後の警察のオンラインカジノ対策の重点 (1) オンライン上で行われる賭博事犯の取締り 決済代行業者やアフィリエイト等、運営に関与する者の検挙を推進するなど、厳正な取締りを推進 (2) オンライン上で行われる賭博の違法性に関する周知・広報 動画やポスター等の作成・掲示、ターゲット広告等の従前の取組に加え、民間業界・団体に対し広く協力を求め、戦略的な広報啓発を推進 (3) オンラインカジノ等の利用を勧誘している著名人等への働き掛け (4) 外務省を通じた外国政府への働き掛け 本年5月下旬から、ライセンスを付与している外国政府等に対し、在外公館を通じて、日本向けサービスが提供されないよう措置を講ずるよう協力を要請。また、在京大使館へも同様の趣旨の働き掛けを実施予定		

公 安 委 員 会	国際刑事警察機構主導の情報窃取型	令和 7 年 6 月 19 日
説明資料No. 6	マルウェアのテイクダウンについて	サイバー警察局
1 概要 本年1月から4月にかけて、国際刑事警察機構（インターポール）主導の下、アジア・南太平洋地域における情報窃取型マルウェア（インフォスティーラー）の対策を行うため、日本警察を含む26カ国の捜査機関が関係サーバーのテイクダウン等を行ったもの。 2 日本警察等の貢献 ○ サイバー特別捜査部は、インターポールから、日本国内で被害をもたらしているおそれのある情報窃取型マルウェア（インフォスティーラー）に関する情報（IPアドレス等）約1万件を一元的に受領し、テイクダウンの対象となるサーバを管理する事業者等を特定し、関係都府県警察との連携体制をとった。 ○ 同部及び18都府県警察は、連携してこれを管理する者に順次感染の疑いがある旨を訪問して教示するなど働きかけを行い、当該事業者によってテイクダウンの措置が講じられたことで、各感染端末からの情報流出を防止した。 3 インターポールによる広報 6月11日に行われたインターポールによるプレスリリースにおいては、日本警察による国際協力について言及されている。 なお、同プレスリリースによれば、本オペレーションによりインフォスティーラーと結びついた約2万件のサーバがテイクダウンされた。		